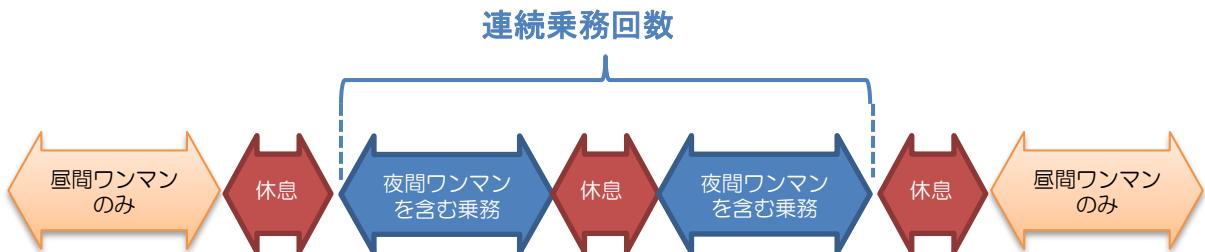


連続乗務回数の考え方

(1) 夜間ワンマン運行の連続乗務回数の定義について

夜間ワンマン運行の連続乗務回数の定義は以下のとおりです。

連続乗務回数：夜間ワンマン運行を含む1日の乗務を連續して行う日数をいう。



(2) 夜間ワンマン運行の連続乗務回数について

夜間ワンマン運行の連続乗務回数は、4回(一運行の実車距離が400kmを超える場合にあっては、2回)以内として下さい。

①夜間ワンマン運行の連続乗務回数は4回までとし、一運行の実車距離が400kmを超える夜間ワンマン運行は場合は2回以内とします。

夜間ワンマン運行の連続乗務回数：4回以内

